

大分市特定給食施設等指導要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令 86 号。以下「省令」という。）第 5 条及び大分市健康増進法施行細則（平成 15 年規則第 49 号。以下「細則」という。）に定める特定給食施設及びそれ以外の給食施設（特定かつ多数の者に対して、通例として、継続的に食事を供給する施設のうち、1 回 20 食以上または 1 日 50 食以上の食事を提供する施設。（以下「その他の給食施設」という。）を把握し、また、施設設置者、施設管理者及び給食関係者等に対し、適切な栄養管理が実施できるよう行う指導及び助言等について、必要な事項を定めるものとする。

(栄養管理の基準)

第 2 条 その他の給食施設の管理者は、特定給食施設に準じ省令第 9 条の規定により、次の各号について適切な栄養管理を行うものとする。

- (1) 当該施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体状況、栄養状態、生活習慣等（以下「身体状況等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともにこれらの評価を行うように努めること。
- (2) 食事の献立は、身体状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するように努めること。
- (3) 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行なうこと。
- (4) 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- (5) 衛生の管理については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号）その他関係法令の定めるところによること。

(届出)

第 3 条 その他の給食施設のうち保健所長が必要と認めた施設の設置者は特定給食施設に準じた法第 20 条、省令第 6 条及び細則第 3 条の規定により、次の事項を届け出るものとする。

- (1) 給食を開始または再開しようとするときは、開始または再開の日から一月以内に給食開始（再開）届（細則第 3 条関係第 2 号様式）を提出するものとする。
- (2) (1) で届け出た内容について変更が生じたとき、または給食を休止あるいは廃止しようとするときは、変更の日から一月以内に、給食内容変更（休止・廃止）届（細則第 3 条関係第 3 号様式）を提出するものとする。

(栄養月報)

第 4 条 特定給食施設及びその他の給食施設のうち保健所長が必要と認めた施設の管理者は、毎月実施した給食について栄養月報を作成し、保存するものとする。

2 前項に定める施設の管理者は、細則第 6 条の規定により毎年 6 月に実施した給食について作成した栄養月報を次条に定める給食施設状況報告書(別紙様式)に転記して、その年の 7 月末までに、保健所長に提出するものとする。

(給食施設状況報告書)

第 5 条 特定給食施設及びその他の給食施設の管理者は、細則第 6 条の規定により、毎年 6 月 1 日現在の施設の状況について、その年の 7 月末までに原則として給食施設状況報告書(別紙様式)により保健所長に報告するものとする。

(栄養指導員による栄養指導)

第 6 条 栄養指導員が、法第 18 条第 1 項第 2 号の規定によりその他の給食施設の設置者又は管理者や給食関係者に対して行う指導及び助言は、特定給食施設に準じた給食施設栄養指導票(細則第 5 条関係第 5 号様式)により行うものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成 16 年 3 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条第 1 項に規定する栄養月報の様式は、平成 17 年 3 月 31 日までの間は、栄養改善法施行細則(平成 15 年 8 月 29 日廃止)第 4 条第 1 項に規定する様式を取り繕って使用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。